

生産行程管理業務規程

作成日 平成 27 年 9 月 2 日

更新日 令和 6 年 7 月 3 日

1 作成者

住所（フリガナ）：〒999-0121 ヤマガタケンヒガシオキタマダグンカワニシマチカミ コ マ ツ 山形県東置賜郡川西町上小松978-1

名称（フリガナ）：米沢牛 ヨネザワギユウメイガラストイシンキョウギカイ 銘柄推進協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 近 藤 洋 介

ウェブサイトのアドレス：<http://www.yonezawagyū.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヨネザワギユウ 米沢牛、YONEZAWA GYU

4 明細書の変更

米沢牛銘柄推進協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

明細書適合性の確認の方法は、以下のとおりとし、確認した内容を記録することとする。

（1）素牛の確認

協議会事務局は、肉牛の出荷時に生産者が提出する子牛登記証明書等の内容を確認することにより、素牛の確認を行う。

（2）肥育の確認

協議会事務局は、肉牛の出荷時に生産者が提出する牛の個体識別情報の内容を確認することにより、肥育基準を遵守していることを確認する。

生産者が肥育の方法を遵守していないことが疑われる場合、協議会は、必要に応じて生産者に対し、聞き取り調査や現地調査等を実施する。

（3）枝肉の基準・最終製品の確認

協議会事務局は、「格付明細書」を確認することにより、枝肉の基準・最終製品の確認を行う。

協議会事務局は、確認された枝肉に、「米沢牛」の刻印及び GI マークの刻印を枝肉

に押印し、当該牛肉の生産者に、「米沢牛証明書」（GI マーク入）を発行する。ただし、事務局が「米沢牛」の刻印及びGI マークの刻印を枝肉に押印することができない場合については、「米沢牛証明書」の発行のみ行う。

6 明細書適合性の指導

（１）素牛及び肥育の方法について

協議会は、生産地、素牛及び肥育の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者を協議会から除名することもできるものとする。

（２）枝肉の基準について

協議会は、枝肉の基準を満たさない牛肉については、「米沢牛」の刻印及びGI マークの刻印の押印並びに米沢牛証明書の発行は行わない。

7 地理的表示等の使用の確認

地理的表示等の使用の確認の方法は、以下のとおりとし、確認した内容を記録することとする。

（１）協議会事務局は、前記５の確認の際に、生産地・素牛・肥育の方法・枝肉の基準・最終製品の各基準を全て満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「米沢牛」の刻印及びGI マークの刻印が押印され、米沢牛証明書が発行されていることを確認する。

（２）協議会事務局は、前記５の確認の際に、以下の牛肉がないことを確認する。

- ① 生産地・素牛・肥育の方法・枝肉の基準・最終製品の全ての基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「米沢牛」の刻印及びGI マークの刻印の押印がされ、米沢牛証明書が発行されている牛肉
- ② 地理的表示である「米沢牛」の刻印のみが押印されている牛肉
- ③ GI マークのみが押印されている牛肉

8 地理的表示等の使用の指導

（１）米沢牛銘柄推進協議会事務局は、前記７の確認の際に、以下の①に該当していた場合は、当該押印の抹消を行い、②又は③に該当していた場合は、GI マーク又は「米沢牛」の押印を行う。

- ① 生産地・素牛・肥育の方法・枝肉の基準・最終製品の全ての基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「米沢牛」の刻印及びGI マークを押印している場合
- ② 地理的表示である「米沢牛」の刻印のみを押印している場合
- ③ GI マークのみを押印している場合

（２）協議会は、上記（１）に該当する行為があった場合、事務局に対し警告を発し是正を求める。

9 実績報告書の作成等

米沢牛銘柄推進協議会は4月1日から翌年3月31日までを一年度とし、年度終了後3ヶ月以内に以下書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、米沢牛銘柄推進協議会が作成した確認実績集計表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

米沢牛銘柄推進協議会は、前記９（２）により作成提出した書類に加えて、以下の書類を米沢牛銘柄推進協議会事務局の山形おきたま農業協同組合営農経済部畜産酪農課の事務所に５年間保存するものとする。

- ・明細書適合性の確認及び地理的表示等の使用の確認の結果の記録

11 連絡先

[illegible]

宛名：

担当者の氏名及び役職： XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

電話番号： XXXXXXXXXX

電子メールアドレス：